

## 政令第百十二号

### 防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十条の三及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置若しくは同法第八十条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動若しくは国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七

号)第三条第一項第二号に規定する協力支援活動若しくは同項第三号に規定する搜索救助活動」を「次に掲げる職務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自衛隊法第八十二条の規定による海上における警備行動

二 自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置又は同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送

三 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第二号に規定する後方支援活動又は同項第三号に規定する搜索救助活動

四 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四百十五号)第二条に規定する船舶検査活動

五 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)第七条第一項の規定による海賊対処行動

六 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)第三条第一項第二号に規定する協力支援活動又は同項第三号に規定

## する搜索救助活動

七 前各号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる区域において行う調整又は情報の収集  
第五条第二項第一号中「扶養手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、同項第二号中「学生手当」の下に  
「、単身赴任手当」を加える。

## 附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。